

文部科学省委託 令和元年度 学校保健総合支援事業
性に関する指導（教育）リーフレット
 ～「専門的・組織的な個別指導」の充実を目指して～

学校における性に関する指導（教育）は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的としています。「性」を人格の基本として生理的・心理的・社会的側面などから総合的に捉え、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒に科学的認識を与えることで、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、児童生徒自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるように育成することが重要です。

性に関する指導（教育）では、次のことに留意して行うことが大切です。

- 児童生徒の発達段階**を踏まえる。 ○**学校全体で共通理解**を図る。
- 家庭・地域との連携を推進し、**保護者や地域の理解**を得る。
- 集団指導と個別指導の連携**を密にして効果的に行う。

【集団指導と個別指導の連携について】

児童生徒への性に関する指導に当たっては、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から取り組むことが効果的です。

個別指導の際は、教職員の共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮し、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）や地域の相談機関と連携を図ることが指導の充実につながります。



【個別指導における留意点】

個別指導では集団指導で学習した知識を補完し、一歩踏み込んだ具体的な指導をしていくことも考えられます。児童生徒や保護者からの相談には、カウンセリングマインドで臨み、プライバシーに配慮し、学校という集団の中で共通理解が得られるような指導を行います。集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導していくことが重要です。

【専門的・組織的な個別指導のイメージ】

個別指導では、専門性のあるアドバイス等や組織でのかかわりによって、児童生徒の発達段階に応じて思考判断させることで、適切な意思決定や望ましい行動等につなげることが重要です。

知識習得重視の個別指導	情意意識重視の個別指導	態度行動重視の個別指導	Point 思考判断重視の個別指導
<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する知識を与えて性行動の抑制 ・性に関する知識を与えて性に関する問題行動の予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・校則やルールなど規範意識に訴えて性行動の抑制 ・「大人になってから」「子供のうちは」などの価値観から性に関する問題行動の予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・模範的態度の紹介による性行動の抑制 ・懲戒的な処分行動による性に関する問題行動の予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に意思決定させることで性行動の抑制 ・危険予測を通してよりよい行動を選択させることで性に関する問題行動の予防

個別指導 事例1 (小学校)

4年生女子児童が、月経(生理)のことを男子にからかわれ、なぜ女の子だけに月経(生理)があるのか不満そうに聞いてくると、保護者から連絡があった。

対応

・二次性徴についての理解を深め、性差を認め合える学級や人間関係づくりに努める。

女子児童に対して ・月経の周期は、新しい命をつくりだす準備のための素晴らしい仕組みであり、前向きに考えることを伝え、安心できるように個別に対応する。

・今後の学習(5年保健など)において、心の発達や悩み等で精神的に不安定になること、不安への対処についても学ぶことを話し、見通しを持たせるようにする。

全体に対して(集団指導) ・学級活動や保健領域「体の発育・発達」等で、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりするという二次性徴について指導する。

・体や心の変化・成長には、個人差があることを理解させ、この多感な時期は、友達への思いやりの気持ちがより必要になることも伝え、自分や友達の体を大切にしている心情について学級全体で考えさせる。

女子児童全体への支援 ・集団宿泊等の事前指導として、生理用品の使用方法・保管場所、発育する体に合わせた下着の選び方等について指導し、安心して生活できるように支援する。

保護者に対して ・学校での対応を説明し、その後の児童の様子を報告・相談してもらう。



ポイント

家庭との連携 ・性に関する指導の際には、アンケートや児童へのメッセージ、成育歴についての調べ学習への協力、写真等の提供など、様々な面で家庭との協力が必要となる。そのために、指導内容を事前に知らせたり、学級通信等で授業の様子を伝えたりしながら、連携を密にすることが大切である。

相談体制づくり ・日頃から、体や心の心配事や悩み事を気軽に相談できる環境づくりに努め、児童や保護者からの個別相談に応えられるようにすることが大切である。

個別指導 事例2 (特別支援学校 中学部・高等部)

中学部の生徒が無意識に性器いじりをするところがある。高等部では、お互いに好意を持つ生徒同士が抱き合っているところを発見することがある。

対応

・発達段階に応じて、行為の原因を整理し、生徒への指導支援を行う。

・性器いじりや好意を持つ生徒への距離が近くなりすぎる原因として、二次性徴(体の変化、心の変化)について、理解が十分でないことが考えられる。「体と心の成長」「体と心の男女の違い」「男性器、女性器の仕組み」「妊娠、出産」等について生徒の実態に応じて指導支援を行う。

性器いじりに対して ・プライベートゾーンを伝え、行為を行っても良い場所、時間があることを伝える。

・指導支援の際には、本やDVD等、生徒が分かりやすい教材を使用する。

・保護者への情報提供を行い、家庭とも連携して指導支援を行う。

・行為を行っている場面では、「さわってもいいけれど、決められた場所で、決められた時間にしようね。」等、伝え方を工夫する。

男女の距離に対して ・男女の性についての違いを伝え、パーソナルスペースや身体接触により起こりうる感情の違い(恥ずかしい、不安になる、怖い等)を、絵カードやロールプレイ等を通して具体的な言葉で教える。

・距離が近い時は、その場で距離の確認(約1mまたは腕を伸ばしても届かない距離をめやすにすること)を行う。



ポイント

関係者の連携 ・保護者、担任、養護教諭等、福祉サービス利用担当者、外部の専門機関等との話し合いを行い、児童生徒の状況を多面的に把握する。行為の原因を明らかにして、保護者、関係機関と連携を図り、一貫性のある指導支援を行う(保護者の協力を促すために情報提供を行う)ことが大切である。

直接的な指導支援 ・児童生徒の内面に共感し、否定ではなく、適切な行動ができるようにする。また、発達段階に応じて指導支援を分かりやすく、継続的に行うことが大切である。

個別指導 事例3 (中学校)

保健室に来室した女子生徒が「休日に男女二人で遊んだ際、同意なくキスをされ、性的な行為を迫られた。今後も断りたいが、男子生徒に嫌われたくない。」と養護教諭に相談した。

対応

男子生徒に対して ・性的欲求や性意識には個人差があり、相手の気持ちは自分の気持ちと同じとは限らない。自分の気持ちを押し付けて行動した結果、相手を傷つけてしまったり、後でトラブルに発展したりする可能性があること、性的接触のリスク(性感染症、望まない妊娠)について指導する。

・女子生徒の思いを伝え、これからどう行動していくか生徒自身に考えさせ、相手を大切にしたいと指導する。

女子生徒に対して ・性的欲求や性意識には個人差があることを伝え、異性(男性)側の性衝動が抑えられず、自分は望んでいなくても、性的接触まで発展する可能性とリスク(性感染症、望まない妊娠)について指導する。

・これからどう行動していくかを生徒自身に考えさせ、自分の気持ちを正直に伝え、自分も相手も大切にしたいと指導する。

保護者に対して ・事実と生徒の気持ち、指導内容を伝え、保護者からも子どもに対しての思いを伝えてもらう。

・日頃から積極的に子どもとコミュニケーションを図り、その中で男女交際のあり方についても触れてもらう。

・保護者不在の時は他人を家に入れないなどの家庭内ルールを設定し、家庭での生徒の様子を報告・相談してもらう。



ポイント

組織的な対応 ・管理職、学年部、生徒指導部等と指導内容の共通理解を行った上で対応を行う。また、保護者と連携した見守りや指導を行い、状況に応じてSC等の活用を検討する。

全体に対して(集団指導) ・人権教育等で、人権尊重・男女平等の精神に基づき、適切な意思決定や行動選択ができるように指導することで、性的接触の強要にもなりかねないデートDVの防止につなげる。

個別指導 事例4 (中学校)

SNSで知らない人と気が合い、頻繁に連絡を取っている生徒が「信用できる人なので、週末に直接会う約束をした。」と友人に話す。友人がその生徒を心配して、担任に相談した。

対応

本人に対して ・SNSを始めたきっかけや、その人とやりとりするきっかけ、どういう経緯で会うことになったのかなどを詳しく聞き、生徒を取り巻く状況を確認する。その際、情報提供者について十分配慮する。

・これまでも同じような事案で命を落したり、性的接触を強要されたりする被害があったことを説明する。

・SNSからの情報では、画像やメッセージ、相手の考えや気持ちなどが本物かどうかは確かめようがなく、本当に信用できるかどうかは判断できないことを伝え、見知らぬ人と直接会う危険性を説明する。

全体に対して(集団指導) ・学級活動や保健分野「心身の機能の発達と心の健康」等で、SNSを介した性被害が増加している実態や個人情報提供の危険性について指導し、自分の命や体を大切にしたいと指導する。

・SNS以外での、より良いコミュニケーションのとり方について考えさせる。

・トラブルに巻き込まれないために、SNSの適切な使い方について指導する。

保護者に対して ・事実と生徒の気持ち、指導内容を伝え、保護者からも子どもに対しての思いを伝えてもらう。

・スマートフォン等を持たせてよいか再度考えてもらい、持たせる場合はフィルタリングを設定してもらう。

・家庭内ルールを設定し、その後の生徒の様子を報告・相談してもらう。



ポイント

組織的な対応 ・管理職、学年部、生徒指導部等と指導内容の共通理解を行った上で対応を行う。また、保護者と連携した見守りや指導を行い、状況に応じてSC等の活用を検討する。

保護者との連携 ・性別に関わらずSNSを介した性被害を防止するために、スマートフォン等やインターネット利用時の家庭内ルールを設定するなど、適切な管理は保護者の責務であることをPTA総会等で周知する。

個別指導 事例5 (高等学校)

交際していた男子生徒の要求で自分の裸の画像を送信した女子生徒。交際終了後、かつて送信した画像のことが心配になって担任に相談してきた。

対応

即時対応

・関係職員(管理職、担任、養護教諭、生徒指導部、教育相談部等)で、至急ケース会議を開き、女子生徒からの聞き取りによる状況把握を基に、情報共有・協議した上で役割分担し対応する。

・画像がすでにインターネット上に流出している場合は、女子生徒及び保護者の意向を確認し、至急警察に被害届を出し、画像の削除依頼を申請するよう促す。

・保護者、関係機関と連携を要する場合、必要に応じてSSWの派遣を要請する。

女子生徒に対して ・本人が安心して話せる職員、SC等が受容的に聞き取り、状況を把握する。

・保護者と連携し、学校や家庭での様子から経過観察を行い、変化に対応する。

・保護者と女子生徒で、スマートフォン等やインターネット利用時の家庭内ルールを設定してもらう。

男子生徒に対して ・画像をすでに流出させていた場合は、女子生徒及び保護者の意向を確認し、警察へ届け出た後、警察と連携して対応する。未流出の場合は、画像削除について警察にアドバイスを受けてから対応する。

・行動の背景を把握するため、生徒指導担当者が情報を整理し、本人にはSC面談を実施する。

・SCやSSWの視点を入れて、カウンセリングマインドやプライバシー保護に配慮する生徒指導を行う。

長期的な対応 ・両生徒とも継続的にSC面談を行い、心の安定を図る。

・定期的にケース会議を開き、職員で情報共有して継続的に見守る。

ポイント

予防的な指導

・情報リテラシー教育で、肖像権等のプライバシー保護について指導する(警察等の専門機関から講師を招聘し、スマホ教室などを開催する)。

・デートDV未然防止教室などを開催し、人間関係や男女交際について指導する。

・PTA総会等で、性別に関わらずSNSを介した性被害等が起きている実態を知らせ、スマートフォン等の家庭内ルールを設定するなど、適切な管理は保護者の責務であることを周知する。



個別指導 事例6 (高等学校)

女子生徒がネットで知り合った男性と実際に会い、性行為を強要された。動揺する中、親には心配をかけたたくなくて話せず、養護教諭に相談した。

対応

即時対応

・関係職員(管理職、担任、養護教諭、生徒指導部、教育相談部等)で至急ケース会議を開き、女子生徒からの聞き取りによる状況把握を基に、情報共有・協議した上で役割分担し対応する。

・被害生徒の心情に配慮しつつ、保護者と至急連絡を取り、警察、性暴力被害者サポートセンター「ゆあさいどくまもと」などの専門機関、専門医への早期届け出・相談を促す。

→避妊ができていなかった場合は、学校医、婦人科専門医に至急相談し、緊急避妊法(モーニングアフターピル)など適切な対処を検討する。

・保護者、関係機関と連携を要する場合、必要に応じてSSWの派遣を要請する。

・本人が安心して話せる職員やSC、専門機関相談員等がカウンセリングマインドやプライバシー保護に配慮して、心のケアに努める。

・保護者と連携し、学校や家庭の様子から経過観察を行い、変化に対応する。

長期的な対応 ・継続的にSC面談を行い、心の安定を図る。

・フラッシュバックやトラウマ等に留意し、保護者や関係機関と連携しながら長期的に支援する。



ポイント

・プライバシー保護、守秘義務を遵守し、本人の心情に十分配慮した上で対応する。

教職員の危機管理 ・レイプ被害の場合、72時間以内の緊急避妊法を把握しておく。

・女性だけでなく、男性も被害に遭うことがあることを理解しておく。

・無理やりに性交等をされた被害経験は未成年時が約4割を占める。また、被害経験を相談した割合は4割程度にとどまる現状を理解しておく(内閣府:平成30年「男女間における暴力に関する調査」)。

予防的な指導 ・性被害・性加害を防止するために、専門機関や警察と連携し保健指導を行う。

・SNS等による性被害は現代的な課題としてPTA総会等で議題にし、保護者と共通理解をしておく。

集団指導と個別指導の連携を効果的に行う工夫例

- 保護者に性に関する指導（教育）の内容を事前に説明したり、学習の様子を学級通信等で伝えたり、公開授業にしたりすることで、家庭との連携を図っている。（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）
- 性教育推進委員会を設置し、指導計画や指導内容、教材などについて検討し、組織的、計画的な指導を行っている。（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）
- 学校保健委員会において、性に関する指導（教育）の内容・計画を伝え、学校医・PTA等の理解と協力をお願いしている。（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）
- 「性に関する指導（教育）月間」等を設定し、同時期にすべての学年で集団指導を実施する。その際、保健室等に関連する資料・書籍等を備えるなど環境づくりにも努めている。（小学校・中学校）
- 4年生を中心とした個人の成長・発育の違いや体の変化の学習では、学校で急に初経を迎えた場合には、保健室で対応や相談ができることを担任から伝えている。（小学校）
- 個別指導内容を関係教職員で共有し、学年が変わっても支援や指導を継続できるようにしている。（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）
- 学習シートに「疑問・質問の欄」を設け、児童がもっと知りたいことや不安に感じていることを記入できるようにし、その後の個別指導につなげられるようにしている。（小学校）
- 集団指導後のアンケート・感想用紙に記名欄を設け、プライバシーに配慮しながら、記載内容によっては、個別指導につなげる体制をとっている。（中学校・高等学校・特別支援学校）

【妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方】

- 学業を継続する場合は、生徒・保護者と話し合い、状況やニーズも踏まえながら支援を行う。
- 体育実技等、身体活動を伴う教育活動は、生徒の安全確保の観点から、工夫を図った教育活動や課題レポート等の提出、見学で代替するなど母体に影響を与えない対応も考える。
- 妊娠を理由として退学をせざるを得ない場合も、以下の情報提供等を行う。
 - ・ 再び高等学校等で学習を希望する生徒には、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ることや、高等学校卒業程度認定試験があること
 - ・ 就労希望者や将来の就職活動が見込まれる生徒には、ハローワークや地域若者サポートステーション等の就労支援機関があること



※「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）」（一部抜粋）（平成30年3月29日付け29初児生第1791号 児童生徒課長、健康教育・食育課長連名通知）

【性同一性障害等に関する正しい理解】

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされる。学校生活を送る上で、支障がある場合は本人（保護者）からの希望や個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応が求められる。



項目	学校における支援の事例（参考例）
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

- 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援する。
- 支援は、当事者の違和感の強弱等に応じ様々であり、違和感は成長に従い変動があり得るため、先入観をもたず、その時々状況等に応じた支援を行う。
- 他の児童生徒や保護者との情報共有は、当事者や保護者の意向等を踏まえ、個別に進める。

※「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（文部科学省）より

【性に関する個別指導に対応する主な相談窓口】

相談内容	相談窓口	相談受付時間	電話番号・問合せ先
性暴力被害	ゆあさいど くまもと	24時間対応 (年末年始除く)	☎096-386-5555 http://yourside-kumamoto.jp
エイズ、性感染症の 相談・検査	県内各保健所（エイズ・性感染症相談）	月～金（祝日を除く） 8:30～17:00	県内各保健所へ
ストーカー・DV等の 犯罪被害等の相談	熊本県警察本部 （各警察署）	24 時間無休で 対応	☎県警本部 096-381-0110（各警察署） 警察相談専用電話#9110 性犯罪被害相談電話#8103
妊娠や思春期の性に 関する悩みの相談	県女性相談センター （妊娠とこころの電話相談）	月～土（祝日を除く） 9:00～20:00	☎096-381-4340
児童等の悩み相談	県中央児童相談所	月～土（祝日を除く） 9:00～16:00	☎096-381-4451

【情報化の進展への適切な対応】 スマートフォン等の普及により、性に関する情報が氾濫し、児童生徒が様々な情報をいつでも容易に入手できるようになっています。また、SNS等を介して不特定多数の人と交流することにより、児童生徒が性被害にあふ事例も増加しています。児童生徒のスマートフォン等の利用については、「青少年ネット規制法」及び「熊本県少年保護育成条例」により、

●携帯電話会社と契約代理店の義務

携帯電話回線の新規契約時または機種・名義変更に伴う回線契約時に、使用者が少年か否かの確認、フィルタリングの必要性と内容の説明、フィルタリングの有効化措置（ソフトやOSの設定）

●保護者の責務

フィルタリング利用等によるインターネット利用の適切管理



が定められています。スマートフォン等の利用については家庭内ルールを設定するなど、保護者との連携を図り、協力して取り組んでいくことが重要です。

- スマホの約束6か条
- 会わないで！（知らない人と）
 - 撮らないで！（自分の裸を）
 - 画像を送らないで！
 - 個人情報を書き込まないで！
 - 悪口を書き込まないで！
 - いじめないで！（ネットを使って）

家庭での注意点「家庭内チェックリスト」

- フィルタリングを設定し、家庭のルールを作っているか。
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者で確認しているか。
- 個人を特定される情報を書き込んでいないか。
- 知らない人とSNSやメールのやり取りをしていないか。
- どんな理由でも裸や下着姿の写真は撮らない。撮らせないように指導しているか。

（※警察庁広報資料参考）

おわりに

学校における性に関する指導（教育）は、学習指導要領に示された内容を全ての児童生徒に確実に実施するとともに、児童生徒の実態や課題に応じて、全教職員の共通理解を図り、保護者の理解を得て、必要な個別指導を丁寧に行っていくことが重要です。

今回、性情報の氾濫やSNS等を介した性犯罪の発生等の現代的な課題を踏まえ、効果的な個別指導の対応事例を校種別に作成しました。各学校におかれましては、本リーフレットを御活用の上、性に関する指導の基本的な考え方や事例等を十分に理解し、教職員の共通理解の下、家庭・地域・関係機関とも連携を図りながら、適切な性に関する指導の実施をお願いします。

リーフレット 作成委員	片瀨 秀隆（熊本大学大学院生命科学研究部教授）	打越 博臣（県立小国高等学校校長）
	磯見 由紀（芦北町立大野小学校養護教諭）	下村 昌夫（南阿蘇村立久木野小学校教諭）
	江嶋 一恵（八代市立二見中学校養護教諭）	早野 直美（玉名市立玉名中学校教諭）
	小島 慶子（県立阿蘇中央高等学校養護教諭）	橋本 徹也（県立八代農業高等学校教諭）
	土肥 ゆかり（県立ひのくに高等支援学校養護教諭）	星子 洋祐（県立松橋西支援学校教諭）